

平成 30 年度 証券ゼミナール大会

第 3 テーマ

日本における金融リテラシーの あり方について

名古屋市立大学 白杵ゼミナール 真下班

はじめに.....	4
第1章 金融リテラシーの概要.....	5
第1節 金融リテラシーの定義.....	5
第2節 金融リテラシーの背景と必要性.....	6
第1項 守りのリテラシー.....	6
第2項 攻めのリテラシー.....	8
第3節 金融リテラシーの目的と目標.....	11
第2章 日本における金融リテラシーの現状.....	13
第1節 各段階における最低限身につけるべき金融リテラシー.....	13
第1項 学校段階.....	13
第2項 社会人.....	15
第3項 高齢者.....	16
第2節 各主体における金融教育.....	17
第1項 政府系機関.....	17
第2項 民間団体.....	18
第3節 海外における金融教育.....	20
第1項 米英の金融教育.....	20
第2項 家計金融資産にみる金融教育の成果.....	22
第3章 日本における金融リテラシーの問題.....	24
第1節 学校段階における問題点.....	24
第2節 社会人及び高齢者における問題点.....	28
第1項 意識的な問題.....	28
第2項 社会人における問題.....	33
第3項 高齢者における問題.....	34
第4項 金融リテラシーマップについて.....	37
第4章 金融教育普及における提案.....	38
第1節 学校段階に対する提案.....	38
第2節 社会人及び高齢者に対する提案.....	41
第1項 社会人・高齢者に対する提案.....	41

第2項 社会人に対する提案	47
第3項 高齢者に対する提案	48
終わりに.....	50
参考文献.....	51

第1章 金融リテラシーの概要

第1節 金融リテラシーの定義

はじめに、多義的な意味を持つ「金融リテラシー」という言葉について、本稿で議論していく上での定義を確立する。

OECD/INFE (2012) によると、金融リテラシーとは「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし(well-being)を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度および行動の総体」¹と定義されている。また、日本証券業協会では、「金融に関する知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に判断することのできる能力であり、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキル」²と定義されている。以上から、本稿で考えていく金融リテラシーを「金融に関する健全な意思決定をし、行動するために必要な生活スキル」と定義する。

また、本題を考えていく上で、「金融リテラシー」と同時に「金融ケイパビリティ」という概念も重要となってくるだろう。OECDは「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則 (2012)」の中で、「金融リテラシーは、認識や知識・理解の向上だけではなく意思決定にまで及んでいる。更に、消費者の金融知識を向上させるより、むしろ金融行動に影響を与えることを目的とする革新的なツールを生み出すべきだ」³と述べている。そのように、「金融知識」よりも「金融行動」に着眼点をおいた言葉として「金融ケイパビリティ」が国際的に広く使われている。金融ケイパビリティは金融知識と理解、金融スキルとコンピテンス、金融責任の3分野で構成されるといわれている⁴。つまり、金融ケイパビリティは、金融スキルや金融責任の分野に重きを置いている。我が国では、金融リテラシーといえは金融知識の普及が中心的となっているが、金融教育を進めていくにあたって、実際に国民が高度な金融行動を起こすことを目指すのであれば、一層「金融ケイパビリティ」の概念を意識していくべきである。

¹ OECD/INFE(2012)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」引用

² 日本証券業協会 引用

³ OECD/INFE (前出) 参照

⁴伊藤宏一 (2012)「金融ケイパビリティの地平」参照

第2節 金融リテラシーの背景と必要性

私たちが不自由なく理想的な人生を送るためには、「金融」は切り離せないものである。生活のいたるところにある金融取引を正しく、または自分に合った選択をするためには、多くの情報を用いて判断し、自ら決断する能力が必要である。そこで、適切な資産管理のために必要な金融リテラシーすなわちリスクを背負わず、資産を減らさないためのリテラシーを「守りのリテラシー」、個人のライフプランの実現を果たすために必要な金融リテラシーすなわちリスクを積極的に活用し、資産を増やすためのリテラシーを「攻めのリテラシー」とし、以下で、具体的になぜ必要性が高まったかを見ていく。

10

第1項 守りのリテラシー

(1) 金融商品の多様化

近年、金融商品が多様化している。銀行では投資信託や外国債券、保険などが挙げられ、証券会社では、外国為替証拠金取引やCFD取引などが始まった。

15 保険会社も、所得保障保険や新型変額年金等の新しい保険を出している⁵。最近でいえばビットコインなど新しい投資対象が登場している。しかしそれと同時に、悪質な業者による違法な金融商品販売が行われるなど、金融トラブルが発生している。未公開株詐欺、高齢者への投資信託販売、電話勧誘による商品先物取引の契約、外国為替証拠金取引（FX）業者とのトラブル、フィッシング詐欺などがある⁶。様々な新しい金融商品への開発が進められている一方で、新しい金融商品への法制度、設備が整っていないことや、国民の金融リテラシーが乏しいにもかかわらずリスクを十分理解せずにリターンを求め、供給者と消費者間の金融商品理解の格差が生まれることでトラブルが発生してしまうのだ。金融商品が発展していくにつれ、トラブルに巻き込まれないための金融リテラシーの必要性は高まっている。

25

⁵ ifinance 金融情報サイト 参照

⁶伊藤宏一「金融商品の多様化と適切な金融行動」参照

(2) 生活スキル

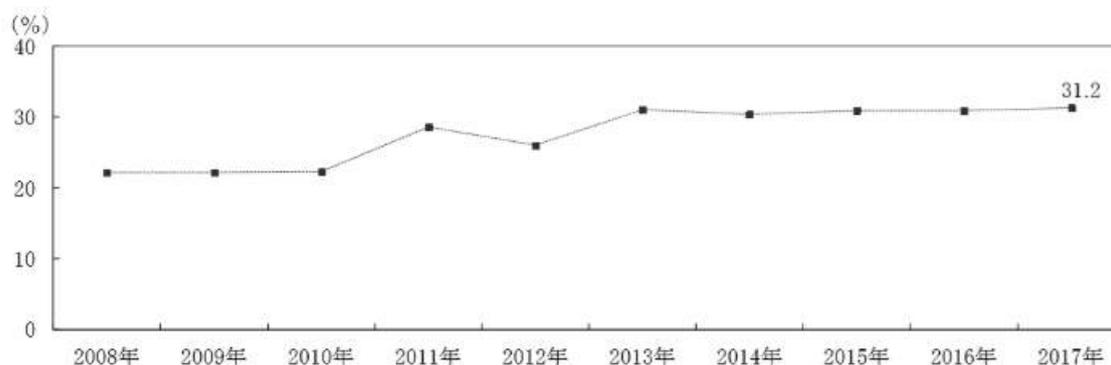
生活を設計していく中で、保険選び・住宅や車の購入資金・教育資金・税金・老後の生活資金のほとんどは避けては通れない道だ。適切な収入管理をしたうえで自分に最適な金融取引を行うためには、知識及び金融経済事情の理解は不可欠であり、金融リテラシーを身に付けるべきであることは論じるまでもない。

5

また、以下の日本銀行の金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査（二人以上世帯調査）」（2017）の2つのデータによると、2017年時点で将来に備えた預貯金や株などの金融資産を持たない世帯の割合は31.2%で、過去最高を記録した。年間収入別にみた場合、収入が低いほど金融資産非保有世帯が多い傾向がある。

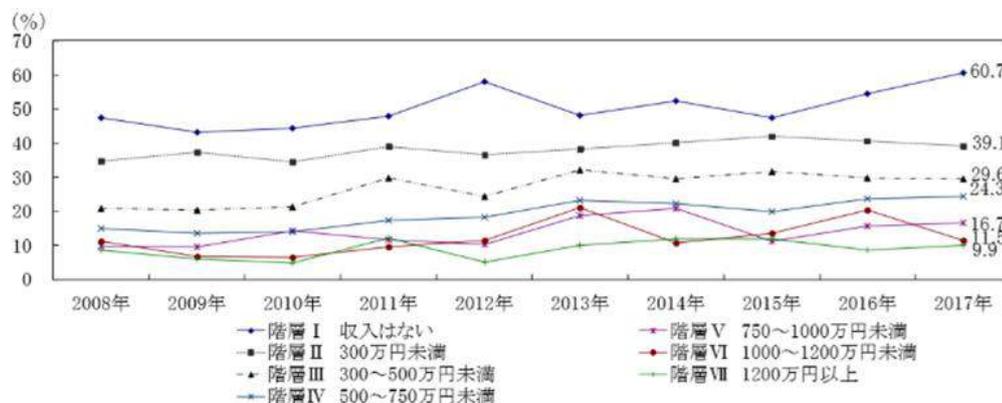
10

図表 1-1 家計の金融資産非保有世帯数の推移



15 (出所)金融広報中央委員会(2017)「家計の金融行動に関する世論調査」より
転載

図表 1-2 年収による階層別にみた家計の金融資産非保有世帯数の推移



5 (出所)金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2017)より
転載

10 現在、金融資産ゼロ世帯は全体的に増加傾向にある。所得が低い場合にはある程度仕方がない面があるとしても、望ましくない状態だ。貯蓄から投資への時代へと変わりつつある今、予測不可能な将来への資産を形成しなければ、突然不安定な生活を送ることになりかねない。資産形成は人生の中で大切なことであり、この現状を少しでも改善するためには、金融リテラシーを学校段階から学習し身に付け、資産形成の知識を得ることが重要視されるだろう。

15 第2項 攻めのリテラシー

(1) 人生 100 年時代

15 医療技術が発達し、日本では平均寿命が年々延伸し、高齢化が進んでいる。厚生労働省の「2018 年簡易生命表」によると、男性の平均寿命は 81.0 歳、女性の平均寿命は 87.1 歳となり、長生きできる時代となってきている⁷。しかし裏を返せば、更に老後への資産が必要となるということであり、公的年金だけではまかなえなくなると予測され、自助努力の必要性が高まっている。

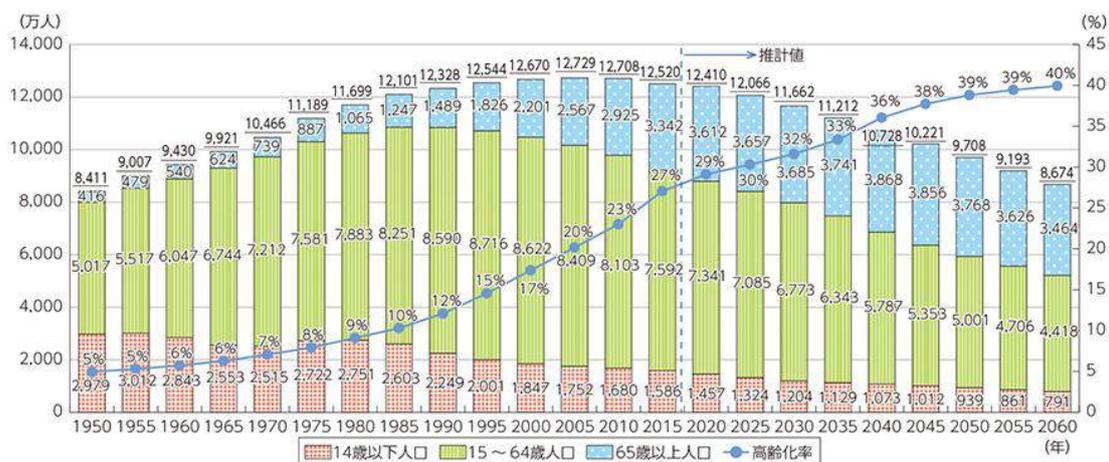
また高齢化と同時に進んでいるのが少子化である。少子高齢化の影響により、

⁷ 厚生労働省 (2017)「平成 28 年簡易生命表の概況」参照

現役世代一人当たりに対する高齢者の割合はますます増え、公的年金など社会保障においてより一層の重荷を背負っていかねばならない。

図表 1-3 日本の年齢別の人口の推移

5



(出所)総務省 HP (2016)「少子高齢化の進行と人口減少社会の到来」より転載

10

日本では預貯金への貯蓄という形で金融資産を持つ傾向にあり、日本銀行調査統計局 (2018) によると、2018 年 6 月末現在日本の家計の金融資産 1848 兆円のうち 971 兆円、約 52.5%が現預金での貯蓄である。

しかし、近年は超低金利の時代を迎えている。政策金利が 1980 年代前半には 9.0%だったのが、90 年代後半に 1.0%を切り、最近では 0 あるいはマイナスになっている⁸。もはや預貯金ではお金は増えないのである。

貯蓄から投資へと思考を切り替え、金融ケイパビリティを中心とした金融リテラシーを身に付け、自ら投資に取り組む姿勢が必要となっていく時代へと変化しているのだ。

⁸ 日本銀行「主要時系列統計データ表」参照

図表 1-4 家計の金融資産の保有方法

		2016年		2017年				2018年		2018年6月末 残高(兆円) (構成比(%))
		9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	
	残高(兆円)	1,751	1,786	1,785	1,808	1,820	1,854	1,831	1,848	
1	金融資産計	1.1	0.5	1.9	3.6	3.9	3.8	2.6	2.2	1,848 (100.0)
2	現金・預金	1.6	1.9	2.3	2.6	2.9	2.6	2.1	2.0	971 (52.5)
3	債務証券	▲ 0.3	▲ 1.6	▲ 0.1	▲ 3.5	▲ 3.6	0.3	▲ 5.6	▲ 1.7	23 (1.3)
4	投資信託	▲ 9.2	▲ 6.5	▲ 1.9	7.0	8.1	4.5	0.7	0.9	73 (4.0)
5	株式等	4.9	▲ 2.9	5.8	19.0	18.2	21.9	14.2	8.8	203 (11.0)
6	保険・年金・定型保証	0.1	0.3	0.2	0.8	1.1	0.8	0.6	0.4	523 (28.3)
7	うち保険	1.6	2.1	1.9	2.0	2.0	1.3	0.8	0.9	370 (20.0)
8	その他	7.6	▲ 0.0	4.2	0.9	4.4	▲ 1.4	▲ 2.0	3.2	55 (3.0)

5 (出所)日本銀行調査統計局(2018)「2018年第2四半期の資金循環」p4より転載

(2) 年金制度の不安

年金制度は、自分で年金の掛け金を積み立てておき、高齢になってから自分で受け取っていく積み立て方式と現役世代がその時点での高齢者の年金を負担する賦課方式があり、日本の公的年金では後者の方式をとっている。しかし、少子高齢化が急速に進んでいる現状で、現役世代が減り、年金生活者を支えることは難しく、老後の生活について不安が広がっている。そんな中、2001年6月に公的年金を補う企業年金等において確定拠出年金法が成立した。さらに2017年には全国民がイデコとよばれる個人型確定拠出年金に加入することができるようになった。この積立方式の制度では、自らが運用手段を選択しなければならない。これからは、十分な水準の年金を得るためには、運用知識を中心として実際に自ら運用するための金融リテラシーを学んでいかなければならないのだ。

第3節 金融リテラシーの目的と目標

金融リテラシーを学習し、身に付けるということにはどのような意味があるのだろうか。第1節でも述べたように、OECD/INFE(2012)によると金融リテラシーは「良い暮らし(well-being)」をもたらすという⁹。では果たして「良い

5 暮らし(well-being)」とは何を指すのか。

OECDの「より良い暮らし指標(Better Life Index)」(2011)から、「良い暮らし(well-being)」を測るには、物質的生活状況と生活の質の2分野の指標を含むべきだとされている。物質的生活状況とは、所得や富などの金銭面での指標であり、良い暮らしでは金銭面での豊かさを指す。一方生活の質とは、金銭

10 面だけではなく、例として、「社会とのつながり」「健康状態」「個人の安全」等が含まれる。「良い暮らし(well-being)」はこういった多次元の概念から構成される。金融リテラシーとは紛れもなく金融における言葉ではあるが、金融リテラシーを身に付ければ結果的に、お金の換算できない「主観的幸福」、つまり「心の豊かさ」を得ることにつながる。

15 また、同様にOECDのBetter Life Indexは「より良い暮らしは、社会経済環境及び自然環境の持続可能性についても把握すべきである」と述べている¹⁰。これは金融リテラシーを身に付けることとどう関係があるのだろうか。

ここで、「金融ケイパビリティ」という言葉について再注目する。

千葉商科大学教授 伊藤宏一著「金融経済教育をめぐる国内外の状況と課題」

20 によると、金融ケイパビリティの構成要素である金融責任について、「金融責任とは個人の将来だけでなく、より多くは社会的レベルでのお金と個人の金融上の意思決定が及ぼす広範な影響についてのことであり、それは金融上の意思決定が家族やコミュニティなど個人の周りに影響を与えるという理解を含み、社会的・倫理的次元を有している」と述べられている¹¹。つまり、金融リテラシー

25 及び金融ケイパビリティを身に付けるためには、金融行動を起こすことで社会への影響を与えてしまう、つまり消費者は社会的責任を有することを自覚しなくてはならない。

⁹ OECD/INFE(2012) (前出) 引用

¹⁰ 内閣府「第2章 諸外国における子供の貧困に関する指標の状況」参照

¹¹ 伊藤宏一(2016)「金融経済教育をめぐる国内外の状況と課題」参照

このような考え方は世界的に広まっている。その一例として、ESG 投資が挙げられる。ESG とは企業の価値を測る尺度として、業績や財務の情報だけでなく、CO2 排出削減に対する取り組みや女性社員の育成や登用、社外取締役の設置など、環境・社会・ガバナンスといった非財務情報を企業評価に取り入れるというものである¹²。これは、2015年に国連が出したSDGsという飢餓の根絶や地球温暖化対策など、経済全体としての最適な均衡の実現のため掲げた持続可能な開発目標の考え方に通ずる。¹³ESG投資とはこのような優れた経営を行なっている企業こそが長期的に持続する収益をあげられるという考え方から、それら企業に対して投資を行い、社会をより良くしようという手法である¹³。

5

10

以上から、金融リテラシー及び金融ケイパビリティを身につける目的には、金銭面と共に精神面での豊かさを求めた「良い暮らし」を達成することだけでなく、金融の面から、より良いサービス、より良い社会づくりを目指し、投資で世の中にお金を回し、社会を良く循環させることを含むと言えるだろう。

15

¹² 日経BP社「ESGとSDGsは時代のキーワード活用戦略が企業評価を分ける」参照

¹³ JSIL事務局「ESG投資とSDGsの関係について」(2017)参照

第2章 日本における金融リテラシーの現状

この章では各段階、各主体、海外における金融リテラシーの現状を明らかにする。

5 第1節 各段階における最低限身につけるべき金融リテラシー

この節では、ライフステージを「学校段階」「社会人」「高齢者」の三段階に分け、それぞれの段階で最低限身につけるべき金融リテラシーについて金融リテラシーマップ(2016年1月 金融経済教育推進会議)に沿って述べていく。金融リテラシーマップとは、金融庁が2013年に示した「生活スキルとして最低限身につけるべき金融リテラシー」をもとに金融広報中央委員会により「家計管理」、「生活設計」、「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」および「外部知見の適切な活用」の4分野に分け、現在の日本で求められるリテラシーの内容を年齢層別に体系的かつ具体的に記したものである。

15

第1項 学校段階

図表 2-1 学校段階における金融リテラシーマップの概要

分野	分類	最低限身につけるべき金融リテラシー
家計管理	家計管理	<ul style="list-style-type: none">・ 計画的な買い物・ 収支管理の実施・ 費用を意識しながらより良い選択・意思決定・ 収支改善と支出の計画的実施
生活設計	生活設計	<ul style="list-style-type: none">・ 貯蓄する態度を身につける・ 勤労と生活設計の必要性の理解・ 職業選択と生活設計・ ライフプランの具体化

金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融トラブルを知る ・ 金融被害の回避 ・ 契約に伴う責任を理解したうえでの消費生活 ・ 適切な消費行動 ・ 法制度の理解と慎重な契約締結
家計管理	金融分野共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ お金の働きを理解 ・ 金融経済の役割の理解 ・ 金融商品の内容を理解 ・ 金融商品の特性とリスク管理の方法、長期的な視点での貯蓄・運用することの大切さの理解 ・ お金の価値と時間との関係の理解 ・ 社会の動きが金融商品に及ぼす影響についての理解

(出所) 金融広報中央委員会 (2016)「金融リテラシー・マップ」より筆者作成

5 5 10

ここでは小学校から大学までを学校段階と位置付ける。学校段階では、家計管理においては計画的に収支管理をすることができること、生活設計ではライフプランを具体的に描きつつそれを実現するための生活設計の必要性の理解が求められる。また、金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択の金融取引の基本としての素養では、身近な金融トラブルを知り、法制度や契約に伴う責任を理解した上で金融被害を回避できる適切な消費行動をすること、金融分野共通のところでは、金融経済や金融商品などについての理解やお金や金融商品と社会の動きとの関係の理解を深めることが必要である。

第2項 社会人

図表 2-2 社会人における金融リテラシーマップの概要

分野	分類	最低限身につけるべき金融リテラシー
家計管理	家計管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計の担い手として収支管理を行う ・ 資産負債のバランスの改善
生活設計	生活設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境変化に応じたライフプランの実現 ・ 家庭内での金融教育
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な消費行動 ・ 法制度の理解と慎重な契約締結 ・ 必要に応じて専門家に相談ができる
家計管理	金融分野共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の特性とリスク管理の方法、長期的な視点での貯蓄・運用することの大切さの理解 ・ お金の価値と時間との関係の理解 ・ 社会の動きが金融商品に及ぼす影響についての理解

5

(出所) 金融広報中央委員会 (2016) 「金融リテラシー・マップ」より筆者作成

10 社会人の段階での家計管理においては、学校段階とは違い自らが家計の担い手として資産負債のバランスを考えながら収支管理をすること、生活設計では、結婚・出産等の環境変化に応じたライフプランの実現や子どもができた場合には家庭内での金融教育が求められる。また、金融取引の基本としての素養では、学校段階と同様に、適切な消費行動を取ることはもちろん、必要に応じて専門家に相談しより良い金融行動ができることが求められる。さらに金融分野共通の課題として、長期的な視点で貯蓄・運用できるようになることが望ましい。

第3項 高齢者

図表 2-3 高齢者における金融リテラシーマップの概要

分野	分類	最低限身につけるべき金融リテラシー
家計管理	家計管理	・ リタイア後の収支計画とその改善のための行動
生活設計	生活設計	・ リタイア後のライフプランの実現
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な消費行動 ・ 法制度の理解と慎重な契約締結 ・ 必要に応じて専門家に相談ができる
家計管理	金融分野共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の特性とリスク管理の方法、長期的な視点での貯蓄・運用することの大切さの理解 ・ お金の価値と時間との関係の理解 ・ 社会の動きが金融商品に及ぼす影響についての理解

5

(出所) 金融広報中央委員会 (2016) 「金融リテラシー・マップ」より筆者作成

10 高齢者の家計管理では、リタイア後の収支計画とその改善を図ること、生活設計ではリタイア後のライフプランの実現を果たすために行動することが大切である。金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択においては、社会人の段階に引き続き、適切な消費行動や自らのリテラシーの状況に応じた専門家の知見の活用、金融商品や社会との関係、お金の価値と時間との関係などを理解したうえで、長期的な視点での金融行動ができることが求められる。

第2節 各主体における金融教育

この節では様々な機関が実施している金融教育への取組を取り上げる。

第1項 政府系機関

5 ・文部科学省

文部科学省では学習指導要領の改訂、各教育機関との連携等を通じ金融教育に取り組んでいる。

小・中学校では平成20年に、高等学校では平成21年に学習指導要領が改訂され、適切な消費生活や契約の重要性などを指導するようになった。

10 以下にその例を示す。

図表 2-4 学習指導要領の改定例

小学校	身近な消費生活【家庭科】 物や金銭の大切さ・計画的な使い方、買物（適切な購入等）など
中学校	市場の働きと経済【社会科（公民）】 価格の働き、金融などの仕組みや働き、職業の意義と役割（勤労の権利と業務等）など 国民の生活と政府の役割【社会科（公民）】 消費者の保護（消費者の自立支援等の消費者行政等）、租税の意義と役割など
高等学校	現代経済の仕組みと特質【公民科（政治・経済）】 経済活動の意義、国民経済における家計・企業・政府の役割、市場経済の機能と限界（環境保全、消費者問題等）、物価、経済成長と景気変動、財政・金融の仕組みと働きなど 生活における経済の計画と消費【家庭科（家庭総合）】 経済の管理や計画、意思決定。主体的判断、消費者の権利と責任（多重債務等の消費者信用をめぐる問題、自立と支援等）、生活資源とその有効活用、生活設計など

15

（出所）文部科学省（2014年11月11日）「文部科学省における金融経済教育の取組について」より筆者作成

また、大学については学生への消費者生活における啓発や学生相談体制の
20 充実を推進するよう要請する通知を出している。平成23年には「大学等及び社

会教育における消費者教育の指針」を作成し、消費者教育の方向性について提示した¹⁴。

- 加えて、平成 30 年 3 月告示の新学習指導要領では、高校生の必修科目として新たに「公共」が設置された。その指導要領には、「財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，市場経済の機能と限界，金融の働き，経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）」といった金融経済教育の内容が組み込まれている¹⁵。

・金融広報中央委員会（知るぽると）

- 10 金融広報中央委員会は「金融経済の情報提供」と「金融経済学習の支援」を軸とした金融情報の普及を行う機関である。その構成は金融経済団体、報道機関、消費者団体等の各代表者、学識経験者、日本銀行副総裁等からなり、中立・公正な立場から全国的に幅広く活動している。

- 15 その 2017 年度の活動実績としては、次期学習指導要領に即した中学生用教材の開発・配付、大学における金融リテラシー全分野をカバーした連携講座、社会人向けスマートフォン用のコンテンツ掲載等が挙げられる。

また、ホームページには教育関係者向けのページも設置されている。ここでは金融教育の基本的な情報から教育の実践例、授業で役立つデータ、教材・指導書、イベント情報などが公開されている¹⁶。

20

第2項 民間団体

・MUFJ（三菱 UFJ フィナンシャルグループ）

- 25 MUFJ グループでは金融機関であることを活かした CSR 活動の一環として学生向けの金融・キャリア教育を行っている。以下ではグループ各社が行っている活動をいくつか紹介する。

¹⁴ 文部科学省（2014）「文部科学省における金融経済教育の取組について」参照

¹⁵ 文部科学省（2018）「高等学校学習指導要領」引用

¹⁶ 金融広報中央委員会「知るぽると」参照

三菱 UFJ 銀行：

全国の営業拠点を中心に地域の学生に職場体験や出前授業を通じた金融経済教育を提供している。2016 年度には約 400 件の活動が行われ、約 3100 名の生徒が体験学習、出前授業を受講した。

5 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券：

「教室で体験するインターンシッププログラム『株の力』」を実施している。ここでは全 5 回の授業の中で株式について学び、その結果をチームごとで発表する。2016 年度は 886 名の生徒が参加している。また、このプログラムは文部科学省が主催する平成 28 年度「青少年の体験活動推進企業表彰」において、「審査委員会奨励賞」を受賞している¹⁷。

10

アコム：

ローンやクレジットなどの金銭知識、家計管理や消費者信用業界の概要に関する講義を大学生向けに行っている。2017 年度は 6 大学で 770 名の学生に対して講義を行った。

15

・ SMBC 日興証券

SMBC 日興証券でも CSR 活動の一環として金融経済教育を行っている。活動内容については前述の MUFJ と同じく出前授業や大学への講座提供がある。その他には、日興「家族でワクワク体験 DAY」という実体験型の社会学習プログラムが行われている。このプログラムでは夏休み期間に小学生とその家族が本支店を訪れクイズや情報端末などを使った実体験、社員による講義などを通じて、経済やお金の流れ、金融機関の社会的役割などを学ぶことが出来る¹⁸。

20

なお、以上の活動はあくまでも例示であり、上記以外の金融機関や日本取引所などもリテラシー向上の活動に積極的に取り組んでいる。

25

¹⁷ 「三菱 UFJ フィナンシャルグループ」参照

¹⁸ SMBC 日興証券 参照

第3節 海外における金融教育

この節では、他国の金融教育への取り組みを考察し、今後の日本の金融リテラシー普及の手がかりを見つける。まず、金融先進国とされる米英二か国においてどのような金融教育を行っているのか、それぞれの金融の事情を紹介する。

5

第1項 米英の金融教育

下の図表に沿って、英米の金融教育を説明する。

図表 2-5 英米二カ国における金融教育

10

	アメリカ	イギリス
中心となる機関	NCEE(全米経済教育協議会)	FSA(金融サービス機構) →独立機関 MAS へ (金融教育機能を引き継ぐ)
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・学校→金融教育を地域の企業が支援するシステムが整備されている(ジャンプスタートなど) ・401k(確定拠出年金)が普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校→シチズンシップ(必修)教科の中で金融について学ぶ ・MASによる情報と助言の提供

(出所) 栗原久(2014)「海外における金融経済教育の調査・研究」報告書 p1～14 より筆者作成

15 (1) アメリカの金融教育

アメリカの金融教育の事情を一言でまとめると、州あるいは学校や企業ごとでそれぞれ自主的に行われている。例えば、ジャンプスタートのサイトで VISA 社による教材やオンラインでのユニークなゲームを提供している。また、確定拠出年金 401K が普及しており、自動的に資産運用ができる制度が整っていると同時に使用者である企業が情報を提供している¹⁹。

20

¹⁹栗原久(2014)「海外における金融経済教育の調査・研究」参照

(2) イギリスの金融教育

イギリスの金融教育では、国によって徹底的なサポートがなされている。

金融教育のもととなる FSA (Financial Service Authority) は、金融システムについての国民の理解を促進することを目標に、各種の金融機関を包括的に
5 規制・監督する機関として設立された。2010年3月には、FSAの金融教育機能を受け継ぎ、「公衆による金融事情等の理解の向上」を機能として持つ法人として、MAS (Money Advice Service) が設立された。

金融サービス法には、MASの目的と機能について以下が列挙されている。

- ① フィナンシャル・プランニングを立てることの利点を認識するように促
10 すこと
- ② 特定種類の商品又はサービスの提供に関連する金融上の利益および不
利益を認識するように促すこと
- ③ 異なる種類の金融取引に伴う利益とリスクを認識するよう促すこと
- ④ 教育用教材の発行又はその他教育活動の遂行
- 15 ⑤ 国民に対する情報および助言の提供

こうした役割を果たすために、国民に公平なアドバイスを提供している²⁰。

学校教育では、2014年9月から新しいナショナルカリキュラムの中の必修
科目にあたる「シチズンシップ科目」に、金融分野が明確に含まれた。そのう
20 ち KEY ステージ 3, 4 (11~16歳)での目標は、自分のお金をうまく管理することと健全な金融の意思決定をできるように準備することであり、所得と支出・クレジットと借金・貯蓄と年金・金融商品と金融サービス・税金について教えるべきとしている。

また、「金融における利率」と「単位価格」のような経済・金融用語が数学の
25 ナショナルカリキュラムに書かれており、数学の中で金融について学ぶ機会を設けている²¹。

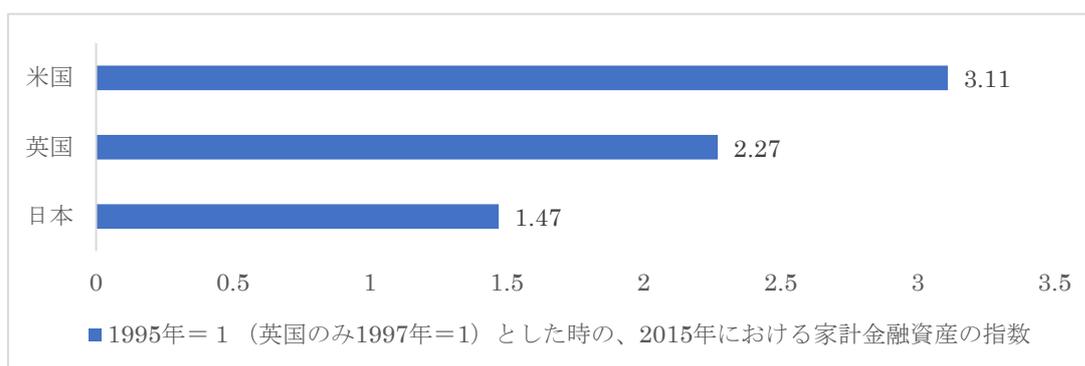
²⁰ 大橋善晃(2012)「英国の消費者金融教育を主導する独立機関 MAS」参照

²¹ 栗原久(2014) (前出) 参照

第2項 家計金融資産にみる金融教育の成果

では以上のような教育はどのような成果を上げているのか。日本と比較しながら考察する。

5 図表 2-6 各国の家計金融資産の推移



(出所) 金融庁 (2017年) 「説明資料」 p1 より筆者作成

10

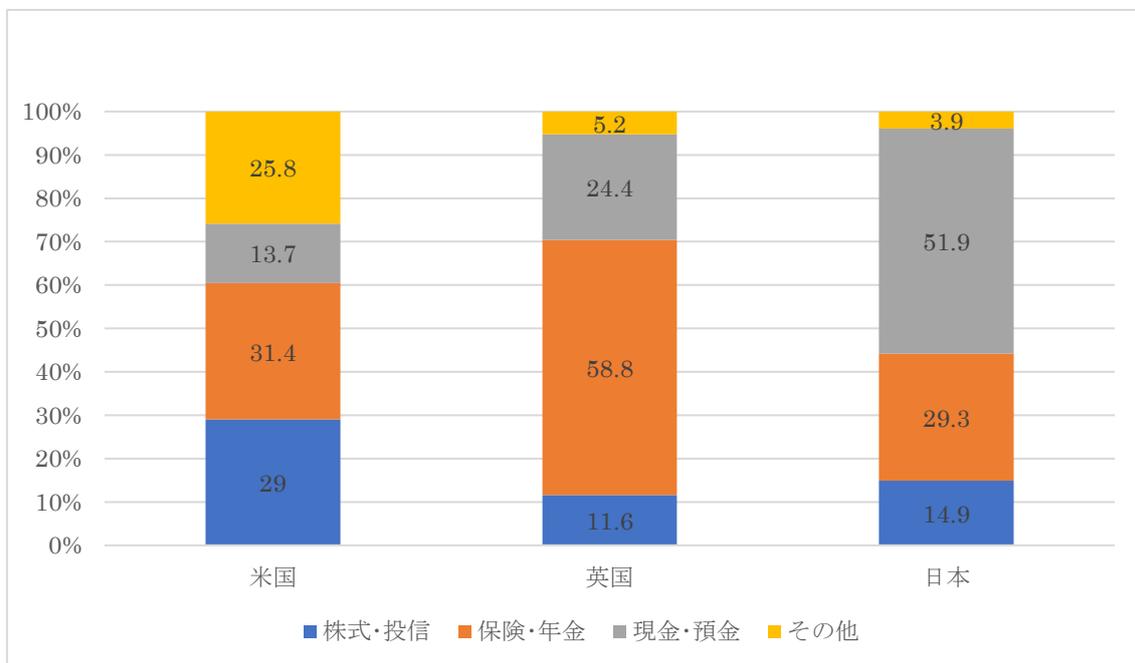
家計金融資産の推移に注目すると、米国の2015年における家計金融資産は1995年の3.11倍に、英国は2.27倍に伸びている。一方、日本の2015年における金融資産は1995年のわずか1.47倍しか伸びていない²²。資産が増加した理由に注目すると、米国では3.11倍のうち2.3倍が運用による増加である²³。

15 20年間に全く投資資金が追加されない場合、米国のように20年間で3.11倍になるには1年で5.8%の収益率をあげればよい。英国でも4.2%であるのに対して、日本では1.9%に過ぎない。

²² 金融庁 (2017年2月3日) 「説明資料」 参照

²³ IFA ナビ 参照

図表 2-7 各国の家計金融資産構成比



5 (出所) 金融庁 (2017 年) 「説明資料」 p1 より筆者作成

そこで各国の金融資産の構成比に注目すると、上の図表から、日本の金融資産は 51.9% が現金・預金で占められており、米国や英国に比べると、株式・投信等の割合が低いことが分かる。このことから、日本の家計金融資産が伸びていない主な理由は、金融資産の大部分を金利の低い現金・預金で保有しており、運用による利益をあげられていないことであると推測される。少なくとも攻めのリテラシーに関しては、日本は教育の成果があまりあがっていないと言えるだろう。

第3章 日本における金融リテラシーの問題

第1節 学校段階における問題点

この節では学校段階における問題点について述べる。問題点を分析するにあたっては、金融経済教育を推進する研究会（2014）による『中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書』²⁴（以下、本文中で『教育の実態調査報告書』と省略する。）資料を参考にした。以下では資料中にならって「金融経済教育」という言葉を用いるが、本稿でいう「金融リテラシー教育」と同じ内容と考えられる。

10

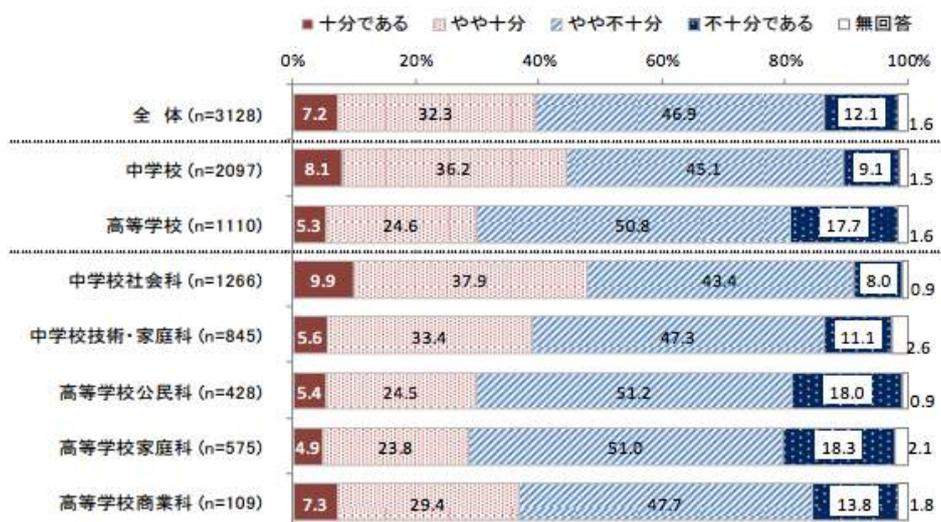
（1）授業時間数の不足

学校段階における金融リテラシー教育の障壁の一つとして、授業時間数の不足が挙げられる。次の図表は「金融経済教育に関して、授業時間が十分に確保されていると思いますか。」という設問に対する教員の回答をグラフ化したものである。

15

²⁴ 金融経済教育を推進する研究会（2014）「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」参照

図表 3-1 授業時間の確保状況



5 (出所)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態報告調査書」図表 15
を転載

図表からわかる通り、十分であるとの回答は少なく、10%にも満たない。一方
で最も多いのが「やや不十分」との回答で、全体では 46.9%にのぼる。また「不
10 十分である」と「やや不十分」を合計するとおよそ 60%近くになる。

十分な授業時間を確保することもせず、金融リテラシー教育の拡充を叫んだ
ところで、教育現場が対応することは困難であろう。また、ただ単に金融リテ
ラシー教育に割り当てる時間を増やせばいいという問題でもない。他の学習も
15 等しく重要であるため、教育全体を尊重したかたちでの変革、授業時間確保が
求められる。

(2) 教員の知識不足、負担の限界

金融経済教育を学校で行うことについて「必要である」及び「ある程度必要
である」と回答した割合は 95%にのぼる(『教育の実態報告調査書』の図表 24 よ
20 り)。一方、不必要であるとした回答の理由として教員の多くが挙げたものが
「学校では、教えるための体制や仕組みが整っていないため」(52.5%)、「教員

がそのための知識や指導方法を身に付けていないため」(42.9%)である(『教育の実態報告調査書』の図表 26 より)。また、下図に示す、授業実施の際に難しいと感じる点についても「教える側の専門知識が不足している」が 48.4%と非常に高いことに加え、「教員研修などの機会が少ない」といった声も 14%あり、

5 教員の専門知識の不足が現状の消極的な金融リテラシー教育の一因となっていることは明白である。

図表 3-2 授業実施の際に難しいと感じる点

	教える側の専門知識が不足している	教員研修などの機会が少ない
全体	48.4%	14.0%
中学校	49.4%	13.6%
高等学校	45.9%	14.9%

10

(出所)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態報告調査書」図表 29
より筆者作成

15 　しかしながらこれは教員に専門知識を身に付けさせればよいという単純な問題ではない。教員の労働時間について「勤務日の労働時間と休日の労働時間を合わせた週の実労働時間数をみると、週 60 時間以上の割合が小 学校教諭の 72.9%、中学校教諭の 86.9%もある。民間の雇用労働者の中で週労働時間がもっとも長い金融 保険業でも 8.9%にとどまること、同じくヒューマンサ ービス

20 　従事者である医者で週労働時間 60 時間以上は 40%であるのに比べても、教育職員がきわだって長時間労働であるといえる。」²⁵という報告がある。

このように、現状でも教員に長時間労働による負担が存在する中、さらに専門

²⁵ 連合総合生活開発研究所『とりもどせ！教職員の「生活時間」』引用

知識の学習を単純に強いることは困難である。教員が無理な負担なく専門知識を身に付ける環境を作る方法を探るとともに、そうした専門知識の不足を外部機関の利用などの手段によってどう埋め合わせるかを考えるべきだろう。

5 (3) 実生活との関わりの薄さ

私たちはいくつかの分野において、実生活との関わりの薄さが金融リテラシー教育の効果を減少させていると考える。

第2章第1節で触れた通り、金融リテラシーマップは各段階で身につけるべきリテラシーを示している。そこでは資産形成について、小・中学段階では金利計算や預金商品について理解する、高校大学段階においては金融商品について理解していき、運用できるようになることが求められている。

ここで一度、学生層がどれほど金融商品を保有しているか確認したい。

図表 3-3 保有金融商品（複数回答）

15

	株の保有率	投資信託の保有率
男性20-24歳	0.9%	0.9%
女性20-24歳	1.1%	1.1%

（出所）日本証券業協会(2016)「平成27年度証券投資に関する全国調査」

より筆者作成

20

図表からわかる通り、20-24歳における金融商品の保有率は極めて少ない。20-24歳は学生と社会人の混在する世代であるが、そうした年齢層でもこの程度の保有率であり、高校・大学生における金融商品の保有率は極めて少ないことが推測できる。もちろん、こうした現状だからこそ金融リテラシーマップは先に述べたような目標を設定しているということは承知しており、その目標が達成されることが理想であるということには大いに賛同している。

25

しかし、本人たちの実生活で全くと言っていいほど関係のない物事を自発的、

意欲的に学び、理解を深めることは容易でないはずだ。走り方を教えるのはグラウンドで、泳ぎ方を教えるのはプールであるように、本人の体験が伴うような学習方法を考案することで興味関心を高める、または学生の実態に合わせて段階的な目標設定をし状況の変化に合わせて見直していく、もしくはその両方が

5 必要ではないか。

第2節 社会人及び高齢者における問題点

この節では、社会人及び高齢者における問題点について、金融に対する意識問題と制度上の問題から述べる。第1項では、社会人と高齢者に共通する問題
10 について、第2項及び第3項では、社会人と高齢者特有の問題についてそれぞれ述べる。

第1項 意識的な問題

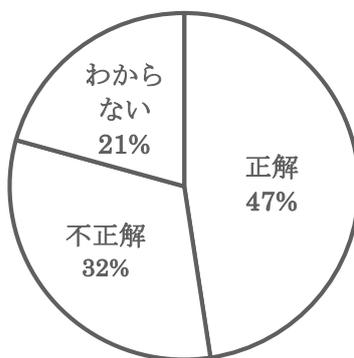
(1) 生活設計における費用の意識問題

15 社会人においては、人生三大費用（老後の生活費・教育費・住宅費）の意識不足が挙げられる。

次の図表は、上述の「金融リテラシー調査」に基づいて作成した。

図表 3-4 人生の三大費用(老後の生活費・教育費・住宅費)に関する認識

20



(出所) 金融広報中央委員会(2016)『「金融リテラシー調査」の結果』p9/図21より筆者作成

図表 3-5 三大費用についての必要額の認識・資金計画・資金確保の割合(%)

	老後の生活費	教育費	住宅費
必要額を認識している人の割合	49.4	56.8	55.4
資金計画を策定している人の割合	35.6	48.8	35.2
資金を確保している人の割合	26.0	32.8	15.5

(出所) 金融広報中央委員会(2016)『「金融リテラシー調査」の結果』p9/図22より筆者作成

5

すなわち人生の三大費用(住宅費・教育費・老後の生活費)とは何か、を正しく認識している人の割合は半数以下であった。また、三大費用についての必要額を認識している人は5~6割、資金計画を策定している人は4~5割、資金を確保している人の割合は2~3割であった。各費用の必要額と必要なタイミングが認識・確保されてないと、貯蓄や適切なローンで賄えずに巨額の借金をするリスクがあるため、人生三大費用の認識と資金計画の重要性をより具体的な数字を使って強く訴えかけるべきである。ここで気になったのが、「認識する→計画を策定する→資金を確保する」と段階が進むにつれて割合が減っている点である。認識はしているものの計画ができない人は、必要であることは漠然と分かるが具体的にどうすれば良いか分からない人と推測でき、現実問題として捉えていないことや、知識不足などが原因に挙げられる。計画を策定しているものの資金を確保することが出来ていない人は(それぞれの家庭によって事情があるため一概には言えないが)、適切な金融行動すなわち「金融ケイパビリティ」が身につけていない人と推測できる。「認識→計画策定→資金確保」を一連の流れとして実行することの難しさが大きな課題である。

10

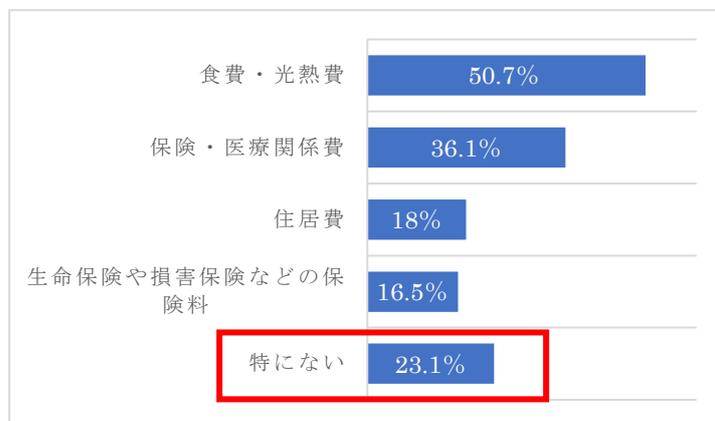
15

20

また、高齢者においては日常生活の費用における精神的な負担が挙げられる。

次の図表は、内閣府によって作成された「平成28年度高齢者の経済・生活環境に関する調査結果」に基づいて作成した。

図表 3-6 日常生活で負担に感じる支出



- 5 (出所) 内閣府(2016)「高齢者の経済・生活環境に関する調査」p99 図表表 6
より筆者作成

(注) 負担を感じる支出について、11項目の中から3つ選択して回答したものの。回答比率に従って、上位5位を示した。

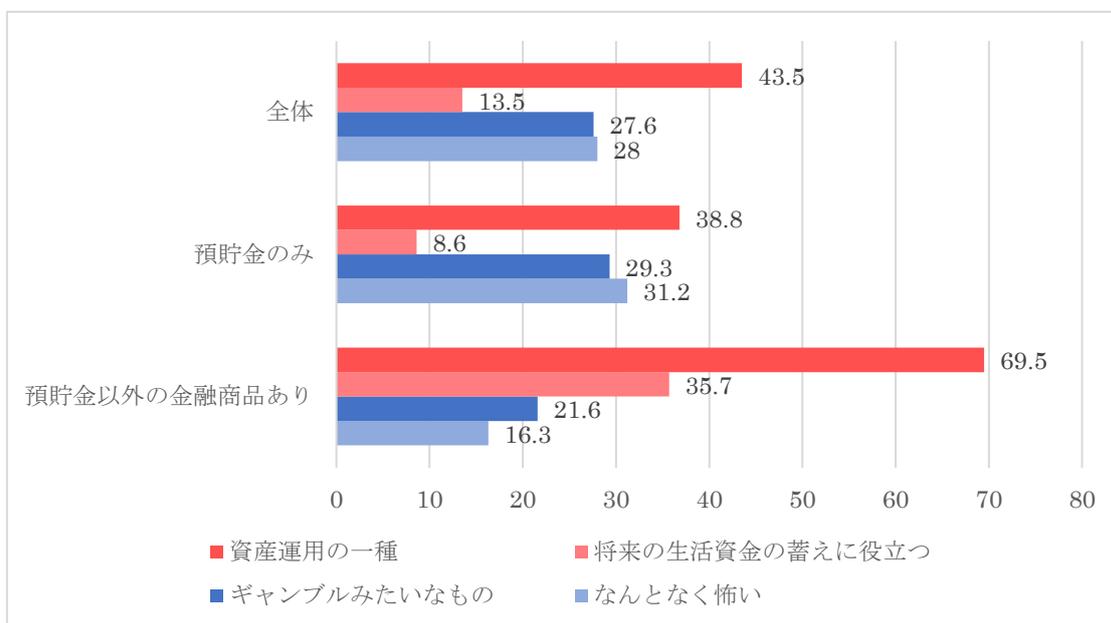
- 10 日常生活の費用で、負担に感じている項目がないと答えた人は僅か 23.1%で、約 8 割の人が何かしら日常生活の支出で負担を感じていることが分かった。特に生きていく上で欠かせない食費・光熱費は半数以上の人が負担に感じていた。経済的余裕が無い多くの高齢者にとって、投資など考えの及ばないことであろう。

15

(2) 証券投資への偏見

次の図表は、日本証券業協会によって作成された「平成 27 年度証券投資に関する全国調査」から、証券投資に関する意識を抜粋した。

図表 3-7 証券投資全般のイメージ (%)



5 (出所) 日本証券業協会(2015)「証券投資に関する全国調査」p123 図表 8-1
より筆者作成

全体を見ると、証券投資のイメージは「資産運用の一種である」と答えた人は4割、「将来の生活資金の蓄えに役立つ」と答えた人は1割と、証券投資に対する正しい認識がなされていないことが分かる。また、「ギャンブルのようなもの」「なんとなく怖い」と答えた人がそれぞれ3割と、マイナスのイメージを持っている人が多い。

ここで、預貯金のみの人(以下「持っていない人」と預貯金以外の金融商品を持っている人(以下「持っている人」)で比較したい。持っている人は、持っていない人に比べて「資産運用の一種」「将来の生活資金の蓄えに役立つ」と答えた割合がかなり高い。一方で、「ギャンブルのようなもの」「なんとなく怖い」と答えた割合は低くなっている。

以上より、「ギャンブルのようなもの」といった証券投資へのマイナスのイメージは、偏見が原因である可能性が高い。そのため、長期投資や分散投資によるリスクのコントロールなど正しい知識を取り入れることや、実際に証券投資

をやってみることでイメージが変わるのではないかと考えられる。

(3) お金について話すことが難しい

5 SMBC 日興証券 (2017) によると、お金のことは周囲に相談するよりひとりで考えたり調べたりすることが多いと答えた人は 58.4%、友人知人家族とお金の話をすることに抵抗があると答えた人は 47.7% だった。以上から、お金に対して内向的である日本人は金融ケイパビリティの一つである「相談」ができない傾向にあると考えた²⁶。

10 (4) 意識が行動に結びついていない

株式会社クラウドポート (2018) によると、新社会人の初任給の使い道の 1 位が「貯金」(50.7%) で、半数以上の人初任給を預貯金貯蓄に回している。一方で、株などの投資に使ったと答えた人の割合はわずか 2.5% であった。

15 しかし、初任給の使い道を「貯金」と回答した人に対して「その貯金を将来的に運用したいと思いますか?」という質問をしたところ、「思う」と回答した人は 65.0% に上り、1 年前の調査と比較すると 8% 近く上昇した。

更に、新社会人のうちの 81.7% もの人がお金の面に関して、将来に不安を感じていることが分かった²⁷。

20 以上より、多くの人漠然と不安を感じており、自分に必要なお金は自分で備えなければおけないという意識が多かれ少なかれ存在することが推測できる。

25 また第 2 章 第 2 節で述べたように、各機関は様々な金融教育を行っており、その中でセミナーも開講されている。しかし、任意参加の金融教育セミナーの自主的な参加者は、非参加者に比べてもともと金融リテラシーが高く、金融行動面でも問題が相対的に少ないなど、金融教育に参加する必要性が相対的に低い傾向がある²⁸。金融教育学習を最も必要とする消費者が、金融教育活動に無

²⁶ SMBC 日興証券 (2017) 参照

²⁷ 株式会社クラウドポート (2018) 「初任給に関するアンケート調査結果」参照

²⁸ 金融広報中央委員会 (2013) 「行動経済学の金融教育への応用による消費者の学習促進と行動改善」参照

関心や消極的な態度をとる。そのため、各機関がセミナーなどを開いたとしても、リテラシーの高い一部の人しか参加しないことから、全体のリテラシー向上には効果が薄いという問題点がある。

- この二つの例は、投資の必要だという意識が行動に結びついていない、「ケイパビリティ」の不足が課題になっていることを示している。

第2項 社会人における問題

この項では、近年必要性が高まっている私的年金制度について述べる。

(1) 私的年金の重要性

- 10 少子高齢化が急速に進み、公的年金の支え手が減る一方で、長寿化により支給期間が長期化していることから公的年金への不安が高まっている。金融調査研究会（2018）によると、老後資金のための資金形成の重要性が高まっており、30～90歳までの30年間で2200万円が不足するとの指摘もある²⁹。現在の高齢者世帯の所得の構成割合をみると、「公的年金・恩給」が66.3%と大部分を
- 15 占め、企業年金を含むその他の所得はわずか5.4%である³⁰。将来の需給世帯において公的年金への不安が高まっている今、確定拠出年金³¹などの私的年金の活用が注目されている。以前は、企業が運用を行い、加入者が受け取る給付額があらかじめ決められた確定給付企業年金が主流であったが、現在は企業の負担も少ない確定拠出年金の加入者が急増している。しかし、加入者は年々伸び
- 20 続けているものの、20歳以上60歳未満における加入者の割合は24.9%³²と低いため、今後も普及が進むと考えられる。

²⁹ 金融調査研究会（2018）「わが国家計の資産形成に資する金融制度・税制のあり方」参照

³⁰ 厚生労働省（2017）「国民生活基礎調査の概況」参照

³¹ 確定拠出年金とは、国民の高齢期における所得の確保に係わる自主的な努力を税負担の軽減などを通して支援し、生活の安定や福祉の向上に寄与することを目的に導入された。企業型の確定拠出年金は、企業が拠出した掛け金を加入者である従業員が自ら運用方法を選択して運用を行うという制度で、運用の成績によって将来の受け取る金額が変動する仕組みになっている。

³² 厚生労働省年金局 企業年金国民年金基金課（2016）「確定拠出年金における現状と課題について」参照

(2) 確定拠出年金の問題点

企業型確定拠出年金の投資の状況についてみると、元本確保型商品への投資比率が 55%と高くなっている³³。この原因の一つとして、デフォルト商品（初期設定商品）の設定方法が考えられる。デフォルト商品とは、加入者が運用方法を選ばない場合、掛け金があらかじめ定められた運用商品に自動的に運用されるようになる商品のことである。デフォルト商品を設定している企業は全体の 64.9%だが、このうち 99.5%のデフォルト商品が元本確保型の運用商品に設定されている³⁴。このようにデフォルト商品の大半が元本確保型商品であると、老後に必要な収益が確保できないという問題がある。平成 27 年に行われた社会保障審議会企業年金部会における議論の中でも、デフォルト商品を元本確保型にすると、物価上昇を下回る水準で運用をすることになり、実質的価値が減少して期待された収益の水準を満たせない可能性があることから、デフォルト商品を設定する場合には、一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる商品を設定することが望ましいと指摘されている³⁵。

15

第3項 高齢者における問題

(1) 認知症患者の金融資産

65 歳以上の認知症高齢者数と有病率の将来推計についてみると、2012 年は認知症高齢者数が 462 万人で有病率 15.0%であったが、2060 年には二倍近くになると推定されている³⁶。

20

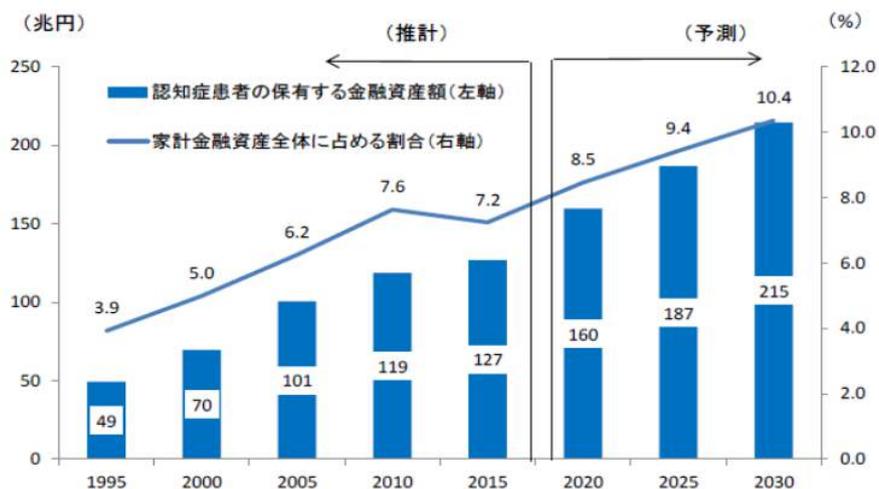
³³ 企業年金連合会（2018）「2016（平成 28）年度決算 確定拠出年金実態調査結果（概要）」参照

³⁴ 社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会（2107）「確定拠出年金における運用の改善について」参照

³⁵ 社会保障審議会企業年金部会（2015）「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」参照

³⁶ 内閣府「平成 29 年版高齢社会白書 第 1 章第 2 節 3 高齢者の健康・福祉 認知症高齢者数の推計」参照

図表 3-8 認知症患者の保有する金融資産額(推計と将来資産)



5 (出所) 第一生命経済研究所 (2018) より転載

急増する認知症患者の金融資産の保有額は 2017 年で約 143 兆円、2030 年には 215 兆円(家計金融資産の約 1 割)に達すると予想されている。認知症になると資産活用の意思表示が難しいため貯蓄や投資の管理が困難になる。本人に代

10 わって家族による資産の活用が考えられるが、金融機関は家族による横領を防ぐため、本人の意思確認ができない状況では家族からの要求だけでは払い戻しなどに応じられない。それにより預金が凍結状態になってしまう³⁷。

³⁷ 第一生命経済研究 調査研究本部 経済調査部 (2018) 「Economic Trends」 参照

図表 3-9 認知症等の高齢者に関する消費生活相談件数



5 (出所) 消費者庁(2018)「平成30年度版消費者白書 第1部第1章第3節 消費生活相談の概況」より転載

また、認知症等の高齢者に関する相談をみると、契約者が相談者と異なる相談件数が多い。その理由として、本人が十分に判断できない状態である中で事業者10 業者に勧められるままに契約したり、買物を重ねたりしてしまうかである。認知症等の高齢者本人はトラブルに遭っているという認識が低いため、問題が明らかになりにくく特に周囲の見守りが必要である。

(2) 成年後見制度

15 認知症の高齢者が自らの資産を運用していくために成年後見制度というものがある。成年後見制度とは、認知症になる前にあらかじめ選んでおいた後見人または認知症になった後に周囲の親族などが申し立てて裁判所が選定した後見人によって、本人の代わりにさまざまな契約や財産管理を行うことができる制度である。後見人は、判断力が低下した本人に代わって契約や管理を行うこと20 で本人の利益を守ることができる。自己意思尊重のため、日常生活に関わる買い物などは範囲に含まれないが、不利益を生じさせる詐欺などの契約は成年後見人が解約することができる。

しかし、この制度を利用したトラブルも増加している。親族後見人による財産の着服などの不正による被害額は平成 29 年では約 14 億 4000 万円となっている³⁸。成年後見制度を利用すると後見を受ける本人は当然、契約や財産の管理などの免許を失う。そのため、将来的な相続税の節税のための生前贈与がで
5 きなくなるなどの問題点もある。また、後見人に弁護士や司法書士などの専門家が選任されれば後見人報酬が発生し、被後見人の財産の中から賄われるため、費用がかかるという問題点もある。

以上より、専門家を後見人として選任する財力や後見人の適切な被後見人の財産管理などが徹底されれば、この成年後見制度は素晴らしいものであるが、
10 今後高齢化により認知症患者が増えるだろう日本で適切に利用されているか完全に把握するのは困難である。成年後見制度の理解、普及は難しいのではないかと考える。

第4項 金融リテラシーマップについて

15 ここで金融リテラシーマップにおいて、各段階で定められた目標について今一度確認する。社会人では「生活設計」の項目において、環境変化に応じたライフプランの実現が、高齢者では、リタイア後のライフプランの実現などが取り上げられている。また、「金融取引の基本としての素養」の項目では、必要に応じて専門家に相談することなどが取り上げられている。

20 しかし、法制度や金融商品の特性を理解したり、社会の動きが金融商品に及ぼす影響について全員が理解することは容易でなく、現実的でない要素が含まれている。そのため、金融リテラシーマップの内容、全てを身につけるのは困難である。むしろ、知識が不足するのなら相談する、さらに金融を通じて社会と関わっていくという意味での金融ケイパビリティを向上させることも重要だ
25 と考える。

³⁸ 厚生労働省（2018）「成年後見制度の現状」参照

第4章 金融教育普及における提案

人々の意識を変えるのは容易でない。授業やセミナーを実施しても、必要性を感じていないと知識は身につかないだろうし、知識をつけさせても行動を変えるまでには至らないだろう。特に、資産運用に悪いイメージを抱いている人

5 には、必要性をいくら訴えても投資を始めるとは考えがたい。私たちは、この

10 ような問題を解決するため、金融リテラシー向上のためのアプローチの仕方を工夫しなければいけないと考えた。ここで、ロボットアドバイザーによる資産運用を手がけるお金のデザイン社が行った、投資を始めてからの意識変化を調査したところ、運用を始めた人の3分の2が始める前と、お金への意識が変化

15 したことが分かった。32.8%が経済ニュースへの関心が高まり、35.9%が投資や資産運用に関する意識が変化したという。その他にも知識が向上するなど、運用者の約7割において何らかの変化が見られた³⁹。この結果から、最初は十分な知識がなくても、経験を通じて興味関心が高まり、結果的にリテラシーが高まることが示された。そこで私たちが提案したいのは、従来行われてきた知

識を身につけさせる説明中心の取り組みではなく、「経験」する機会を与え、実際に「行動」を起こさせることで解決を目指す取り組みである。以下、これを前提として解決策を論ずる。

第1節 学校段階に対する提案

20 この節では第3章第1節で述べた学校段階における問題点を受け、どこから時間を確保し、いかに教育環境を整え、学ぶ側の興味・関心を起こすかに重点を置き、解決策を考案した。

(1)ジュニア NISA 制度の拡大・推進

25 現在国内ではジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）という制度が設けられている。これは 2016 年度から始まった未成年者を対象とした少額投資非課税制度であり、その概要は次に表で示すとおりである。

³⁹お金のデザイン参照

図表 4-1 ジュニア NISA 概要

利用可能な人	日本に居住している0歳～19歳の人（口座を開設する年の1月1日現在）
非課税対象	株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益
非課税投資枠	新規投資額で毎年80万が上限
非課税期間	最長5年間
投資可能期間	2016年～2023年
運用管理者	口座開設者本人（未成年者）の二親等以内の親族（両親・祖父母等）
払出し	18歳までは払出し制限あり。

5 (出所) 金融庁 HP より筆者作成

この制度は未成年の時期に親の管理下で投資に触れ、成人して以降、その成果を享受することができるため単純な資産形成の手段にとどまらず、教育的な面でも大きな役割を果たすと考える。利用者は未成年の本人であるがその運用は親族や証券会社等の金融機関に支えられる。また、ゲームやシミュレーションとは違い本物のお金を運用するために自ずと関心を持ち、その投資の成果により実際のリスク・リターンを身を持って学ぶことができる。本人だけでなく一緒に投資する親族にも学習意欲をもたらすだろう。

ただ、教育的な側面を重視するといくつか改善点を見出すことができる。例えば現状では投資枠と非課税期間について、年80万円を5年間となっているが、より多くの家庭に受け入れられ、投資について学ぶという目的に合わせれば年間の投資枠を下げ一方、投資期間をもっと長期にしてもいいだろう。投資可能期間も2023年までとなっているが、国民の投資活動の定着を目指し、延長すべきだ。他にも、口座作成が面倒で障壁となっていれば生まれると同時に非課税枠を自動付与し、いつでも始められるように整備してもいいだろう。

ジュニア NISA の制度内容を変更・拡大することで教育的価値を高め、かつ、それが普及するよう様々な障壁を取り除く活動を行うといったことが解決策として大いに役立つと考える。

(2)各教育主体の連携と金融広報中央委員会による主導

前章で述べた通り、学校内の教育においては時間の制約や教員の知識不足といった問題が存在する。その解決策として学外教育であり、専門的知識を有する企業のCSR活動は良策であろう。企業見学やゲーム形式など、投資の効果を擬似的に経験できるような教育方法をとることも可能になる。だが学外での催しに参加するかどうかはあくまで本人たちに委ねられている。したがって最善策は学校内において金融庁や企業が教育を行うことであると私たちは考えるが、その実績はまだまだ乏しい。例として、野村グループによる金融経済教育の実績が2008年から2018年7月末の累計で小学校265校14,742人、中学校119校6,915人、高校110校6,023人、大学1,864校239,200人である⁴⁰。

そこで私たちは文部科学省や金融広報中央委員会、金融庁、企業などといった各教育主体が連携を強化し、教育の場の共有、規模の拡大を目指すべきであると考えた。また、そのために金融広報中央委員会がそれらの機関を束ね、金融リテラシー教育において主導する立場になるべきだと考える。ここで金融広報中央委員会を選んだ理由は主に二点ある。一つは、金融情報の提供、金融経済学習の支援を目的にした組織であり、金融リテラシー教育に最も注力できる存在である点、二つ目は中立・公正な立場にあり、自身の利益などにとらわれることなく活動ができる点である。

金融広報中央委員会は今後日本における金融リテラシー教育の中心として、教育主体の会合の場の設置や、企業と学校が連携するよう双方に要請・仲介、国内における教育目標の設定など、各機関が協力的かつ円滑に動けるよう役割を果たすべきである。

(3)教育効果の測定

今の教育が本当に有効であるかを確かめるため、また教育を受けている側、とくに実際の金融に関する行動範囲がまだ狭い学生段階が、その効果を実感するためにはペーパーテストをはじめとした測定が必要である。現在考えられる測定方法としてはOECDによるPISAと呼ばれるテストや、金融広報中央委員会

⁴⁰ 野村グループ 参照

が 2016 年度に行ったような金融リテラシー調査、企業が行うコンテストなどが挙げられる。日本は OECD の PISA に関して、金融リテラシー分野の参加をしていなかったため、まずその参加が求められる。

5 また、新たな測定方法の提案としては「金融検定」といった資格をつくってもいいだろう。自身の知識がどれほどあるのかが等級で表されることにより、正確に把握することができ、モチベーションにもつながる。

さらに言えば、そうした各種のスコアや結果が進学や就職にプラスに働けばもっと意欲的な学習が望めるだろう。今日の日本では大学入試改革が進められているため、金融リテラシーを盛り込んではどうだろうか。

10 こうした教育効果の測定は到達度の把握や意欲の向上をもたらし、またそれらは金融リテラシー教育のニーズ拡大や重要性を高めることにつながり、相乗効果を生み出すこともできるだろう。

第2節 社会人及び高齢者に対する提案

15 この節では、第3章第2節で述べた社会人及び高齢者における問題点を受け、それぞれの解決策を述べる。

第1項 社会人・高齢者に対する提案

20 第3章で述べた意識上の問題から、人生の3大資金をはじめとする将来のための資金がどれだけ必要であるのか、十分に認識されていないことが分かる。一方で、第3章第2節第1項による新社会人を対象にした調査からは、年金制度などへの懸念により、81.7%の人がお金の面に関して将来に不安を抱えていることが分かった。これらの結果から、多くの人は、将来必要となる資金がどれくらいか、また、具体的にどのような行動をすれば良いかといった認識は不
25 十分であるものの、運用など将来の準備を何かしら行わなければいけない、といった漠然とした危機意識は持っていると推測される。換言すれば、より具体的な情報や知識がすぐに分かり、最初の一步を踏み出す環境を整えば、金融行動を起こさせることができそうである。そこで私たちは、全国民を対象に与えられたマイナンバー制度を用い、資産形成を行う機会を簡単に提供するなど、
30 くつかの解決策を考案した。

(1) マイナンバー制度を用いた個人専用のウェブサイト

マイナンバー制度は 2015 年から始まり、2018 年 1 月から、国民が持つ預金資産を正確に把握することを目的に、預金口座へのマイナンバーの付番が開始された。現在は応じるかは義務でなく任意だが、2021 年には制度の見直しが行われる予定であり、その際に、預金口座への付番の義務化が視野に入っているとされている。このように今後、マイナンバーと預金口座の紐付けが進展すると考えられる。

預金以外の金融商品でもマイナンバー制度を活用するには、利用者からマイナンバーを届け出てもらふ必要があるが、資産を把握される事への不安から届け出が進まないのではないかと懸念の声もある。しかし、NISA 口座では、2018 年も継続して制度を活用するためにマイナンバーの届け出が求められた結果、4 分の 3 の口座が期限までに届け出を行った。さらに、従業員の年末調整や社会保険の手続きでも、7 割以上の企業がほぼ全ての従業員からマイナンバーの届け出を受けている⁴¹。金融取引でもマイナンバーは今後も着実に普及すると期待できる。

このようなマイナンバー制度の普及により、個人の金融資産をマイナンバーで紐付けされるようになると考えられる。それを利用し、個人でもマイナンバーを入力してログインすると、政府または金融機関が開設した金融取引に関する個人専用のウェブサイトの閲覧をできるようにする。このウェブサイトで表示される情報を利用することで、個人は金融機関や FP などからさまざまなサービスを受けることができる。

一つ目は、自身の保有する現在の金融資産と三大費用など今後必要となる費用の見積もりである。今後必要となる費用は、マイナンバー制度によって明らかとなった年齢などの情報だけでも、想定される費用をある程度の幅を持たせて提示されるだろう。二つ目は、現状の運用の方法によって今後必要となる資金を確保できるのか、できない場合はどれだけ不足するのか、具体的な金額の提示である。もちろん、マイナンバー制度から得られる情報は限られており、

41 野村総合研究所金融 IT イノベーション事業本部 (2018)「金融インフラ」参照

実際には将来必要となる資金は一人一人異なる。より具体的な試算を算出するためには、今後想定されるライフイベントや収支、扶養している家族、健康状態など人それぞれの事情を個別に考慮すべきだからだ。そのため、これらに対応するいくつかの質問に答えると各個人の資産管理を診断するサービスを提供し、利用者にはより詳細な金額を提示する。三つ目に、各個人に適した資産形成をするための運用方法を提示する。上記の個別の診断サービスを利用した場合は、オーダーメイド型の運用方法が提案できる。その際に、このようなサービスをすぐに始められるようにするため、ウェブサイト上から直接、銀行や証券会社など外部の金融サービスへ移行できるように設定する。実際に外部サービスに移行した際には、金融資産の情報も併せて移行させることで、複雑な手続きなどを省略する。

5
10

既にこれに近いサービスが始まっている。例としてマネーフォワードによる資産管理のアプリがある。このアプリは、銀行や証券会社の口座情報を1つに集計して預金や株式など項目ごとに資産の内訳をグラフ化すると共に、これらの情報をもとに自動で家計簿を作成するサービスを提供している。利用者は、従来の資産の推移や、食費や光熱費などカテゴリーごとにどの程度支出しているのか、細かい情報まで閲覧することができる。さらに運用状況の資産の状況も把握できる。このサービスとマイナンバーを組み合わせれば、詳細な貯蓄や投資の全体の状況を常に確認し、家計の改善に繋げることができるだろう⁴²。

15
20

以下では、このウェブページを活用して金融リテラシーを改善する方法を3つ紹介する。

(1) フィンテックを利用した少額投資

2018年6月に施行された改正銀行法によって、今後金融機関とフィンテック企業の連携は進展すると期待されている⁴³。こうした連携が実際に既に以下の例

25

⁴² マネーフォワード 参照

⁴³ 2017年5月に成立し2018年6月に施行された改正銀行法において、銀行のオープンAPIを手段として、銀行とフィンテック企業とのオープンイノベーションを進展させるための条件が整備された。APIとは、ソフトウェア同士が機能を共有し合うことを意味するが、銀行をはじめとする金融機関は、セキュリティ上の問題から、外部のソフトウェアとデータ連携はこれまで積極的には行ってこなかった。改正銀行法によって、銀行はオープンAPI係わる体制整

がある。

・ポイント投資

まず始めに、誰もが気軽に始めやすい初心者向けのサービスを紹介する。携帯利用やショッピングで得られたポイントを個人ウェブサイトに移すことができるようにする。まずは、現金でなくポイントから投資を経験することで、投資という行為に対する恐怖心を解消できるのではないか。THEOは、ドコモのdポイントを使って投資体験ができるサービスを提供している。ポイントを用いて、現金よりも気軽に資産運用を体験できることから、2018年6月にサービスを開始してから、わずか3週間で10万人の利用者を突破した⁴⁴。資産運用の初心者

5

10

は、このような手軽なサービスから始めると、資産運用が身近な存在になるため、実際に資産を用いた運用も始めやすくなる。

・おつり投資

次にバンク・オブ・アメリカによるおつり投資について紹介する。アメリカの大手銀行であるバンク・オブ・アメリカは、2005年10月から「キープ・ザ・チェンジ」というサービスを提供している。これは、顧客の貯蓄を促進するため、同社のキャッシュ・カードのデビット機能を使用する度に、1ドル未満の端数を決済用口座から貯蓄用口座へ移転することで貯蓄を行うというサービスである。その際、バンク・オブ・アメリカにおけるマッチング拠出も行われ、最初の3ヶ月間は100%、以後は5%、追加で貯蓄用口座に拠出を行う（上限は年間250ドル）。

15

20

備を努力義務とすることが課されたことから、今後金融機関とフィンテック企業の連携は進展すると期待できる。

⁴⁴ お金のデザイン 参照

図表 4-2 キープ・ザ・チェンジの仕組み

	キャッシュカードでの支払い代金 (A)	差額 = (B-A)	マッチング 上段：最初の3ヶ月 下段：3ヶ月以後	決済用口座からの引落し代金 (B)
 (コーヒー)	\$3.43	\$0.57	\$0.57 \$0.03	\$4.00
 (ファーストフード)	\$4.50	\$0.50	\$0.50 \$0.03	\$5.00
 (洋服)	\$14.83	\$0.17	\$0.17 \$0.01	\$15.00

この合計が貯蓄用口座に入金される

- 5 (出所) 神山哲也/服部孝洋(2009)「米国リテール戦略における行動ファイナンスの活用」 p220 より転載

例えば、3.43 ドルのコーヒーをデビットで購入する場合、3.43 ドルを 4 ドルに切り上げ、カード決済用口座から 4 ドル引き落とす。その上で差額 0.57 (4 - 3.43) ドルを貯蓄用口座に入れ、更にバンク・オブ・アメリカのマッチング
10 拠出 0.57 ドル (最初の 3 ヶ月以後の場合は 0.03 ドル) も貯蓄用口座に入れられる。

このように「キープ・ザ・チェンジ」は、購買を通じて自動的に貯蓄を行えるような設計となっている。「キープ・ザ・チェンジ」は、実際に多くの人
15 に受け入れられ、スタートして 3 年の 2008 年 9 月末時点で 800 万人以上の加入者が存在する⁴⁵。

このような少額で利用できるサービスは、損失が限定されるので気軽に利用しやすいだろう。個人用ウェブサービスとポイントの付与されるサイトやデビットカードをつなげることで、少額投資が簡単にできることになる。

20

⁴⁵神山哲也/服部孝洋(2009)「米国リテール戦略における行動ファイナンスの活用」参照

(2) 相談機関の紹介

ここまで、知識をつけることだけでなく、適切な金融行動をすることの重要性を繰り返し述べてきた。特に重要な「行動」として、助言を求めることがある。実際、イギリスの MAS では簡単に助言を求められるように、その事業の中心としてマネー・アドバイス・サービスを提供しオンライン・電話・対面の 3 つの手段で、無料のアドバイスやガイダンスを全国で受けられるようにしている。また、特定の金融商品について勧めることはしていない。

私たちの提案するウェブサイトにおいても、このようなお金のアドバイスを受けられるサービスを提供してはどうだろうか。

10

(3) 無関心層に対するアプローチ

上記のようなウェブサイトを開設しても、金融にあまり関心がない層にアピールするのは簡単ではないだろう。しかし、そのような人たちも、就職や結婚、子供の誕生、住宅ローンの利用、納税、失業といったライフイベントの前後には必ずお金が関係してくる。こういった重要な金融選択を行うタイミングは学習意欲も高まるので、そうしたタイミングを逃さないように、Eメールを送るなどしてウェブサイトでのサービスを広報していくことで利用を促す。

また、無関心層に限らず利用者の多くは、ただ情報を示すだけでは関心を持たず、金融行動に移すことはしないだろう。そのため、行動経済学の視点かを取り入れて、メッセージの表現方法を工夫する。例えば、消費者に呼びかける際には、「早めに老後貯蓄を始めよう」といった表現よりも、「似たような条件下で、他の消費者がどのような行動をとっているか」を比較できるようにすることで、「他人から遅れたくない」という同調行動をより効果的に引き出すことができる。また行動経済学の考え方によると、事前に提示される選択肢の数が増えるにつれて、より複雑な意思決定プロセスを要求されるようになり、意思決定そのものを逡巡・回避してしまう心理バイアス（これを「情報過多」と呼ぶ）の作用が大きくなってしまふ⁴⁶。特に高齢者は、金融商品の種類が豊富であ

⁴⁶ 金融広報中央委員会（2010）「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向」参照

るとどれを選べばいいのかわからなくなり、何もしないという選択をする可能性が高いかもしれない。こうした心理バイアスの影響によって行動が先送りされてしまうのを防ぐため、一人一人に適した金融商品をまとめて提示し、そこから選択できるようにするべきだろう。

5

第2項 社会人に対する提案

ここでは、アメリカの確定拠出年金制度を参考に、我が国で取り入れるべき点を提案する。

10 (1) アメリカの確定拠出年金制度

2014年6月末時点において、米国の全投信残高の44%、株式投信については61%が確定拠出年金資金で占められている⁴⁷。このように米国で確定拠出年金が普及した背景には、自動加入制度とデフォルト商品としての適格性認定という2つの要因がある。自動加入とは、加入者本人が明示的に確定拠出年金制度への非加入という意思表示をしない限り、自動的に加入者となる制度で、これにより加入者が増加したとみられる。また、デフォルト商品とは、加入者が明示的な商品選択を行わない場合、自動的に購入される商品のことであるが、2006年の年金保護法においてデフォルト商品に関する規定が見直された。規定では、元本維持商品をデフォルト商品として設置することは望ましくなく、ターゲットデートファンドといったライフサイクル型の商品で分散投資の効果が期待できる商品タイプが設定された⁴⁸。ターゲットイヤー型ファンドとは、若いうちは株式等のリスク資産での運用比率を高くし、退職時等を想定したターゲットイヤーが近づくとつれ、リスク資産での運用比率を低くするといった商品のことである。実際に、米国では、401(k)⁴⁹において、ターゲットイヤー型ファンドをデフォルト商品に設定する企業が急増し、ターゲット・イヤー型ファンドの資産残高は2005年末の710億ドルから2011年末の約3,780億ドルに5倍以上

47 杉田浩治（日本証券経済研究所）（2016）「世界の投資信託30年の変化と今後の課題」参照

48 社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会（2017）「確定拠出年金における運用の改善について」参照

49 アメリカにおける確定拠出個人年金制度

の大幅な増加を記録した⁵⁰。このような米国の制度から、米国の金融資産の増加は、単に金融リテラシーが高いからという理由だけでなく、制度によって望ましい方向に人々を誘導したことが大きな効果をもたらしたと言えるだろう。

5 (2) 日本における確定拠出年金制度に対する提案

アメリカの例から、加入者の自由意志に完全に委ねることが、必ずしも加入者の老後所得の確保にとって最善ではないことが分かる。実際に、アメリカにおいても、投資教育は行われているが、加入者が自らの判断で特定の投資先を選択できないまま、資金が自動的に投資されるデフォルト商品が利用される例が多い。

10

そこで、日本においても、デフォルト商品を分散投資の効果が見込まれる商品に設計し直すことを提案する。ここでは、行動経済学の教訓を生かして、デフォルトが気に入らなければ、加入しないことや他の商品で運用することを認めて、個人の選択の権利を残しつつ望ましい方向に人々を誘導することが重要となる。また、中長期的には、本人が入りたくないといわなければ自動的に確定拠出年金制度へ加入する仕組み（デフォルト化）を検討することが求められるだろう。

15

第3項 高齢者に対する提案

20

第3章第2節第3項では高齢者ならではの問題に認知症患者が保有している金融資産額が大きいこと、認知症等の高齢者が金融トラブルに遭いやすいことがあげられた。そこで、ここでは高齢者全体さらに認知症の高齢者に対する提案を考える。

25

リタイア世代である高齢者は、現役世代に比べ収入が減ることを考え、慎重で着実な資産形成ができるようにしていく必要がある。しかし、年齢を重ねるにつれて、認知症にならなくても、認知能力や判断能力の低下が無視できない。そうした状況でも、高齢者が自分に合った資産形成の方法を選択できるように

⁵⁰ 厚生労働省（2017）「第1回社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 資料」参照

する必要性がある。

そこで私たちは、地域社会を通じた高齢者の金融リテラシーの獲得方法を提案する。リタイアした高齢者には時間の余裕があるため、それを活用する。地域の公民館やショッピングモールなどの施設で趣味や娯楽、健康増進など高齢者

- 5 が興味を持ちそうなイベントを開催する。そのイベントの一部として金融資産について相談したり、説明を受けたりできる場を設け、金融を身近なものにする。さらに興味を持った人には近隣の大学で開講される金融リテラシーに関する講義を紹介し、受講できるようにしたり、金融機関や政府機関が行っているセミナーの紹介をしたりするなどして教育チャネルをさらに増やしていく。そ
- 10 こに高齢者たちはイベントで知り合った仲間と行くようになるかもしれない。地域で行うことにより、地域内での高齢者同士がお互いいろんな話をするようになれば他人の金融トラブルに気づき未然に防いだり、早く対処したりすることにもつながるのではないか。イベントに認知症予防のプログラムや認知症のなりやすさのチェックなど楽しみながら自分の判断力の低下を体験できるプロ
- 15 グラムを組み込めば、今後の資産運用について考えるきっかけになるだろう。認知症になる可能性があることを早いうちに実感できれば、安心して自分の財産の管理を任せることのできる後見人を選定したり、専門家を選定する際にかかる費用を考慮して財産を蓄えて置いたり、まだ認知症にならないうちにできる資産運用を考えたりできるのではないか。このような地域での活動は金融を
- 20 身近なものにし金融について学ぶ場を広げながら、仲間も作り、金融トラブルからみんなで守り合いさらに資産形成についても考えるきっかけとなる。また高齢者自身の置かれている状況を自覚する場にもなり、それぞれに適した財産の管理を考えるようになるだろうと考える。

終わりに

本稿では、「金融リテラシー」の必要性を考え、個人の「金融リテラシー」を高めるための提案を挙げた。しかし、これらの提案は、第1章でも述べたように、金融の面から自身の心の豊かさを手に入れ、更にはより良い社会づくりに

5 貢献するという「金融リテラシー」の目的と目標を達成するためのものであり、そのための第一歩にしかすぎないのだ。「真の金融リテラシー」とはなにか。我々は、金融リテラシーとは、ただの金融に関する知識やスキル、態度という意味に附言して、「社会をより良くするためのもの」であることを強調したい。そこに、金融リテラシーを普及するための核心があると考えている。各主体がい

10 かに責任を持ち、積極的に取り組めるか、日本の未来がこの「金融リテラシー」というトピックに掛かっている。時代の変化に対応し、この点への理解を深めた上で、今後の日本の金融リテラシー、遂には社会が向上していくことを期待し、本稿を締めくくる。

参考文献

- ・ OECD/INFE (2012 年 6 月) 「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」 p2, p6
- ・ 伊藤宏一 「金融商品の多様化と適切な金融行動」 p32
- 5 ・ 伊藤宏一 (2016 年) 「金融経済教育をめぐる国内外の状況と課題」 『国民生活 No. 46』 p4
- ・ 伊藤宏一 (2012 年) 「金融ケイパビリティの地平」 p40 『日本 FP 学会 「ファイナンシャル・プランニング研究」 編集委員会編』 12 巻
- ・ 大橋善晃 (2012 年 11 月 1 日) 「英国の消費者金融教育を主導する独立機関
- 10 MAS」 p3, 4
- ・ 神山哲也/服部孝洋 (2009 年) 「米国リテール戦略における行動ファイナンスの活用」 p220
- ・ 企業年金連合会 (2018 年) 「2016(平成 28)年度決算 確定拠出年金実態調査結果(概要)」 p6
- 15 ・ 金融経済教育推進会議 (2016 年 1 月) 「金融リテラシー・マップ」
- ・ 金融経済教育を推進する研究会 (2014 年 6 月) 「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」 p21, 27, 29, 32
- ・ 金融広報中央委員会 (2017 年) 「家計の金融行動に関する世論調査」 p4
- ・ 金融広報中央委員会 (2016 年) 『「金融リテラシー調査」の結果』 p9、p39～
- 20 40
- ・ 金融広報中央委員会 (2013 年 11 月) 「行動経済学の金融教育への応用による消費者の学習促進と行動改善」 p9
- ・ 金融広報中央委員会 (2010 年 8 月) 「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向」 p32～33
- 25 ・ 金融庁 (2017 年 2 月 3 日) 「説明資料」 p1
- ・ 金融調査研究会 (2018 年 3 月) 「わが国家計の資産形成に資する金融制度・税制のあり方」 p3
- ・ 栗原久 (2014 年 3 月 31 日) 「海外における金融経済教育の調査・研究」 報告書 p1～6, p7～14
- 30 ・ 厚生労働省 (2017 年) 「国民生活基礎調査の概況」 p11

- ・厚生労働省（2018年5月）「成年後見制度の現状」 p41
- ・厚生労働省（2017年7月27日）「平成28年簡易生命表の概況」 p2
- ・厚生労働省（2017年2月14日）「第1回社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会 資料」 p2
- 5 ・厚生労働省年金局 企業年金国民年金基金課（2016年11月）「確定拠出年金における現状と課題について」 p2
- ・社会保障審議会企業年金部会（2015年1月16日）「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」 p6
- ・社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会（2017
- 10 年）「確定拠出年金における運用の改善について」 p33, 35, 37
- ・杉田浩治（日本証券経済研究所）（2016年5月12日）「世界の投資信託30年の変化と今後の課題」 p7
- ・内閣府（2016年）「高齢者の経済・生活環境に関する調査」 p99
- ・日本銀行調査統計局（2018年）「2018年第2四半期の資金循環」
- 15 ・日本証券業協会（2015年）「平成27年度証券投資に関する全国調査」 p19, 123
- ・第一生命経済研究 調査研究本部 経済調査部（2018年8月28日）
「Economic Trends」 p3
- ・文部科学省（2018年3月）「高等学校学習指導要領」 p95
- ・文部科学省（2014年11月11日）「文部科学省における金融経済教育の取
- 20 組について」 p2, 4, 5
- ・連合総合生活開発研究所『とりもどせ！教職員の「生活時間」』 p23

ホームページ

- ・ IFA ナビ<https://www.a-ifa.jp/feature/report01_3.html>（2018年10月
- 25 25日閲覧）
- ・ iFinance 金融情報サイト
HP<https://www.ifinance.ne.jp/learn/finance/fnp_1.htm>（2018年10月25日閲覧）
- ・ JSIL 事務局「ESG 投資と SDGs の関係について」（2017年7月12日）
- 30 <<http://jsil.asia/file/JSILNo.011.pdf>>（2018年10月25日閲覧）

- ・ SMBC 日興証券
 <<https://www.smbenikko.co.jp/csr/education/index.html>> (2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- ・ SMBC 日興証券(2017 年 3 月 27 日)
- 5 <<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000002.000024404.html>>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- ・ お金のデザイン HP<<https://theo.blue/infographics/2018-02-16/>>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- ・ お金のデザイン HP<<https://news.money-design.com/2018-06-11>>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- 10 <<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000029.000023781.html>>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- ・ 株式会社クラウドポート(2018 年 5 月 18 日)「初任給に関するアンケート調査結果」
 <<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000029.000023781.html>>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- 15 ・ 金融広報中央委員会「知るぽると」<<https://www.shiruporuto.jp/public/>>
 (2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- ・ 金融庁 HP
 <<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/junior/overview/index.html>>
 (2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- 20 ・ 消費者庁(2018 年)「平成 30 年度版消費者白書 第 1 部第 1 章第 3 節 消費生活相談の概況」
 <http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2018/white_paper_108.html>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- ・ 総務省(2016)「少子高齢化の進行と人口減少社会の到来」
 <<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc143210.html>>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- 25 ・ 内閣府「平成 29 年版高齢社会白書 第 1 章第 2 節 3 高齢者の健康・福祉 認知症高齢者数の推計」図 1-2-11
 <http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/gaiyou/sl_2_3.html>(2018 年 10 月 25 日 閲覧)
- 30

- ・内閣府「第2章 諸外国における子供の貧困に関する指標の状況」
 <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/h28_kaihatsu/2_02_3_2.html> (2018年10月25日閲覧)
- ・日経BP社「ESGとSDGsは時代のキーワード活用戦略が企業評価を分ける」
- 5 HP<https://special.nikkeibp.co.jp/atcl/NB0/17p/sustainable2017_4_emf/>
 (2018年10月25日閲覧)
- ・日本銀行「主要時系列統計データ表」p4<https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/ir01_m_1.html> (2018年10月25日閲覧)
- ・日本証券業協界<<http://www.jsda.or.jp/manabu/announce.html>> (2018年7
- 10 月28日閲覧)
- ・野村総合研究所金融ITイノベーション事業本部(2018年)「金融インフラ」
 pl<http://www.nri.com/~media/PDF/jp/opinion/teiki/kinyu_itf/2018/itf_201804_7.pdf> (2018年9月15日閲覧)
- 15 ・マネーフォワードHP <<https://moneyforward.com/features>> (2018年10月25日閲覧)
- ・三菱UFJフィナンシャルグループHP
 <<https://www.mufg.jp/csr/social/community/kyouiku/>> (2018年10月25日閲覧)